

十和田湖 1000 年会議設置要綱の改正

令和 7 年度第 2 回十和田湖 1000 年会議で決定した下記の事項を反映するため、
十和田湖 1000 年会議設置要綱を改正

施策の進捗管理について

- ✓ 1000年会議本会議は、半期に 1 回の開催を継続する。
- ✓ 各施策の実施主体は、施策の進捗状況を本会議で報告する。
- ✓ 本会議では、施策の進捗状況等を把握するとともに、評価、協議、連携等によって施策をさらに推進する。
- ✓ 官民及び地域による協議や連携を要する施策は、WG（ワーキンググループ）を設置し、関係者による定期的な検討・協議を行う。

WGで取り扱う施策分野	WG事務局
くらし・なりわい	十和田市、小坂町
湖面の利用	(一社)十和田湖国立公園協会
信仰に関する価値と魅力の提供	(一社)十和田奥入瀬観光機構 (一財)十和田湖ふるさと活性化公社
保護と利用の好循環	環境省

※上記の表は当面の考え方であり、施策の進捗等に応じて、適宜見直しを行う。

十和田湖1000年会議設置要綱の見直し方針

協議事項・体制について

- ✓ 協議事項として、マスタープランの実施について明確化（第 3 条）
- ✓ ワーキンググループに関する規定の整理（第 7 条）
 - ✓ ワーキンググループ設置には本会議の了承を必要とすること
 - ✓ 本会議構成員によるワーキンググループ事務局を設置すること
 - ✓ 本会議構成員以外の者・アドバイザーも参加可能とすること
- ✓ 本会議の主な役割の変化に伴い、アドバイザーはワーキンググループ（又は個別施策協議）の場を中心に招聘（第 7 条）
※引き続き本会議への招聘も可能

本会議の構成員について（別表 1・2）

- ✓ 構成員は原則としてマスタープラン 30 施策のいずれかに主体的に取り組む必要
- ✓ 新たに設立される地域づくり組織など、主要施策に取り組む構成員を追加
- ✓ 主体的取組が困難な者は、今後は適宜の傍聴参加という形を検討いただきたい
 - ✓ 本会議は公開で行うため、構成員でなくとも傍聴は可能
 - ✓ ワーキンググループには構成員でなくとも参加可能（WG事務局の承認は必要）
 - ✓ 各町内会は主体的取組が困難であっても、引き続き構成員（住民代表）としてご意見をいただきたい

十和田湖 1000 年会議 設置要綱（改正案）

（名称）

第 1 条 本会は、「十和田湖 1000 年会議」（以下、「会議」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 本会は、十和田八幡平国立公園十和田湖地域の自然と生活・文化を活かし、育み、引継ぎながら、持続的な地域社会と訪れる人々の高付加価値な滞在環境を実現することを目的とし、関係者相互で必要な取組について協議を行うとともに、連携を図るため設置するものである。

（協議事項）

第 3 条 会議は、以下に掲げる事項を協議する。

- （１）十和田八幡平国立公園十和田湖地域の基本構想の策定に関する事項。
- （２）基本構想及び休屋・休平地区マスタープランの実施に関する事項。
- （３）その他、第 2 条の目的を達成するために必要と認められる事項。

（構成員）

第 4 条 会議は、別表 1 に掲げる関係機関等をもって構成する。

- 2 会議には議長を置き、議長は東北環境局長とする。
- 3 会議には、必要に応じアドバイザーを招集することができる。
- 4 会議には、必要に応じオブザーバーを出席させることができる。

（会議）

第 5 条 会議は、必要に応じて会議事務局が招集する。

- 2 議事は、議長が進行する。

（幹事会）

第 6 条 協議事項に関して具体的な事項の検討及び連絡調整のため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別表 2 に掲げる関係機関等をもって構成する。
- 3 幹事会は、必要に応じて会議事務局が招集する。

（ワーキンググループ）

第 7 条 個別の協議事項について、ワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは、会議の承認に基づき設置する。
- 3 ワーキンググループの事務を処理するため、ワーキンググループ事務局を置く。ワーキンググループ事務局は構成員から選出する。
- 4 ワーキンググループ事務局が必要と認める場合には、ワーキンググループに構成員以外の団体・個人及びアドバイザーを参加させることができる。

（事務局）

第 8 条 会議の事務を処理するため、十和田八幡平国立公園管理事務所に会議事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、令和5年10月19日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年10月8日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年9月30日から施行する。

附 則 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条第 1 項関係) 構成員

環境省東北環境局 局長
青森県観光交流推進部観光政策課 課長
青森県環境エネルギー一部自然保護課 課長
秋田県生活環境部 自然保護課 課長
秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課 課長
秋田県鹿角地域振興局 局長
十和田市長
鹿角市長
小坂町長
一般財団法人自然公園財団十和田支部 所長
一般社団法人十和田湖国立公園協会 理事長
一般社団法人十和田奥入瀬観光機構 理事長
一般財団法人十和田湖ふるさと活性化公社 理事長
一般社団法人秋田犬ツーリズム 会長
株式会社かづの観光物産公社 代表取締役
一般社団法人碧のしずくと灯り 代表理事
宇樽部町内会 会長
休屋町内会 会長
休平自治会 会長
大川岱自治会 会長
青森みちのく銀行 法人コンサルティング部 部長

別表 2（第 6 条第 2 項関係） 幹事会員

環境省東北環境局十和田八幡平国立公園管理事務所	所長
青森県観光交流推進部観光政策課	課長
青森県環境エネルギー一部自然保護課	課長
秋田県生活環境部自然保護課	課長
秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課	課長
秋田県鹿角地域振興局総務企画部	部長
十和田市農林観光産業部観光課	課長
十和田市教育委員会スポーツ・生涯学習課	課長
鹿角市観光戦略部観光交通課	課長
小坂町観光産業課	課長
一般財団法人自然公園財団十和田支部	所長
一般社団法人十和田湖国立公園協会	事務局長
一般社団法人十和田奥入瀬観光機構	事務局長
一般財団法人十和田湖ふるさと活性化公社ろまんパーク事業部	部長
一般社団法人秋田犬ツーリズム	事務局長
株式会社かづの観光物産公社 DMO 推進室	総括本部長
一般社団法人碧のしずくと灯り	監事
青森みちのく銀行 法人コンサルティング部	ビジネス支援課 課長